

議案第 124 号

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 5 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例

つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表稲岡保育所の項、上ノ室保育所の項及び上広岡保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 7 年 3 月 31 日をもって稲岡保育所、上ノ室保育所及び上広岡保育所を閉所することに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
真瀬保育所	(略)	(略)	真瀬保育所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>稲岡保育所</u>	<u>つくば市稲岡195番地</u>	<u>60人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松代保育所	(略)	(略)	松代保育所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>上ノ室保育所</u>	<u>つくば市上ノ室2482番地</u>	<u>60人</u>
(略)	(略)	(略)	<u>上広岡保育所</u>	<u>つくば市上広岡113番地 1</u>	<u>70人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)